

佐賀県農業再生協議会
園芸農業物価高騰対応支援事業 業務方法書

県農再協(県園農)発第22号
制定 令和8年6月9日

(目的)

第1条 この業務方法書は、佐賀県農業再生協議会（以下「協議会」という。）が佐賀県補助金等交付規則（昭和53年佐賀県規則第13号。以下「規則」という。）及び園芸農業物価高騰対応支援事業費補助金交付要綱（令和8年3月27日付け園農第3288号（以下「県交付要綱」という。）に基づき実施する園芸農業物価高騰対応支援事業（以下「本事業」という。）に係る業務の方法についての基本的事項を定め、もってその業務の適正な運営に資することを目的とする。

(業務運営に関する基本方針)

第2条 協議会は、その行う業務の重要性に鑑み、規則、県交付要綱、本業務方法書その他の法令等を遵守し、本業務方法書に定めた手続きに従って、県交付要綱別記1の第1に定める支給対象者に対し、本事業に係る支援金の交付その他の業務を公正、適正かつ効率的に行わなければならない。

(事業の体制)

第3条 県交付要綱第2条の定めるところにより、本事業において支援金の支給対象となる支給対象者は、支援金の交付を支援する以下の団体（以下「支援団体」という。）を経由して申請書等を提出することができる。

①農業協同組合

②その他農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めのある団体に限る。）

(暴力団排除規程)

第4条 支給対象者および支援団体は、県交付要綱第3条第2項に定めるところにより、自己又は組織の構成員等が次のいずれにも該当する者であってはならない。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

(4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

(5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

- 2 支給対象者および支援団体は、前項の（２）から（７）までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

（交付対象経費及び支援金額）

第５条 支援金の交付の対象経費及び支援金額は、県交付要綱第３条の定めるところとする。

（交付申請の手続き）

第６条 支給対象者は県交付要綱別記様式第１－１号により園芸農業物価高騰対応支援金交付申請書兼交付請求書を作成し、支援団体に提出するものとする。ただし、所属する支援団体がない等、支援が受けられないと認められる支給対象者については、県交付要綱別記様式第１－２号により直接、協議会に申請する。

- 2 支援団体は、前項に基づき支給対象者から提出された申請書を取りまとめの上、必要に応じ、県交付要綱別記２の推進事業費と併せて、県交付要綱別記様式第２号により佐賀県農業再生協議会長（以下「協議会長」という。）に提出するものとする。
- 3 協議会長は、県交付要綱第４条第３項の定めるところにより、支給対象者から提出された申請書の内容を集計、審査の上、必要に応じ、県交付要綱別記２の推進事業費と併せて、県交付要綱別記様式第３号により知事に補助金の交付申請を行うものとする。

（支援金の交付の条件）

第７条 協議会長は、知事から補助金の交付決定があった場合には、様式第１号により速やかに支援団体に通知することとする。第６条第１項のただし書きにより直接、協議会に交付申請を行った支給対象者には、様式第２号により通知する。

- 2 規則第５条の規定により支援金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるところとする。
- （１）法、令、規則、県交付要綱及びこの業務方法書の規定に従うこと。
- （２）支援金の交付に要する経費又は交付金額を変更する場合においては、協議会長の承認を受けること。
- （３）支援金の交付を中止し、又は廃止する場合においては、協議会長の承認を受けること。
- （４）支援金の交付が予定の期間に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに協議会長に報告してその指示を受けること。
- （５）事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、事業終了の年度の翌年度から起算して５年間保管すること。

（変更の手続き）

第８条 第７条第２項第２号の規定により、支援団体が協議会長に変更の承認を受けようとする場合の変更承認申請書は、様式第３号のとおりとする。

- 2 協議会長は、県交付要綱第５条第２項の定めるところにより、県交付要綱別記様式第４号により知事に申請するものとし、知事から承認の通知があった場合には、支援団体に対して様式第４号により通知することとする。

（支援金の請求及び支払）

第9条 協議会長は、知事から交付決定があった支援団体及び支給対象者に支払う支援金の交付に要する経費を集計の上、補助金交付請求書（精算払の場合は県交付要綱別記様式第6号、概算払の場合は県交付要綱様式第7号）により知事に提出する。

2 協議会長は、第1項により補助金の交付を受けた場合は、支援団体を經由して、又は直接支給対象者に支援金を交付する。

（実績報告及び額の確定）

第10条 協議会長は、支援団体に対し、県交付要綱別記様式第8号により実績報告書を提出させるものとする。支援団体は、支援金の交付が完了したときは、交付の完了した日から1か月以内に事業総括表（県交付要綱別紙7）、支給対象者への支払が確認できる書類（口座振替帳票類等）、その他必要な書類を添えて実績報告書を協議会長に提出しなければならない。

2 支援団体は、第7条第1項の通知を受けた後において、補助事業に関し、違約金、返還金、その他の補助金に代わる収入があったこと等により支援金の交付に要した経費を減額すべき事情がある場合は、協議会長に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を前項に準じて提出するものとする。

3 協議会は、支援団体から提出された実績報告書について、内容が適切かを確認し、その報告に係る事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、規則第12条に定めるところにより、県交付要綱別記様式第5号によって知事に対し実績報告を行う。

4 協議会長は、知事から補助金の額の確定があった場合には、様式第5号により速やかに支援団体へ通知することとする。

（交付申請に関する誓約）

第11条 協議会長は、支給対象者に対し当該事業の交付申請に当たって、次の事項を誓約させるものとする。

（1）本事業に関する報告や立入調査を県から求められた場合には応じること。

（2）申請書等の交付関係の書類やその他関係書類を申請を行った年度の翌年度から5年間保管し、県からの求めがあった場合には、提出すること。

（3）申請書、その他の提出書類において虚偽の内容を申請したことが判明した場合には、支援金を返還すること、又は支給されないことに異存がないこと。

（支援金の返還）

第12条 協議会長は、支援金の交付を受けた支給対象者が、誓約事項を遵守しないことが確認された場合には、原則として、支給された支援金の全部又は一部について返還を求めるものとする。

2 協議会長は、購入量の虚偽申告等の不正や悪質な事案があった場合には、支給対象者または支援団体から補助金の全部または一部の返還を求めることができるものとする。

（返還の手続き）

第13条 協議会長は、支給対象者が支援金を返還する必要がある場合には、知事に速やかに報告するとともに、知事の指示の下、当該支給対象者に速やかに通知し、支援金の返還を求めるものとする。

2 前項により返還があった場合は、協議会は当該返還額を県に返還するものとする。

3 協議会長は、第1項により返還を求める場合には、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセ

ントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

- 4 協議会長は、前項により返還を求められた金額を支払わない支給対象者があるときは、期間を指定してこれを督促するものとする。

（個人情報の取扱い）

第 14 条 本事業により得られた氏名、住所等の個人情報については、本事業のためにのみ使用し、それ以外の目的には使用しないものとする。

附 則 この業務方法書は、令和 8 年 6 月 9 日から施行する。

〇 〇 第 号
令和 年 月 日

支援団体名称

代表者職名・氏名 様

佐賀県農業再生協議会

会長 〇〇 〇〇

園芸農業物価高騰対応支援金交付決定について（通知）

令和 年 月 日付けで申請のあった園芸農業物価高騰対応支援金については、下記のとおり交付決定しましたので園芸農業物価高騰対応支援事業業務方法書（以下「業務方法書」という。）第 7 条の規定により通知します。

記

1 交付決定額 金 円

2 交付決定に付する条件

業務方法書第 7 条の規定により、支援金の交付に付する条件は次のとおりとする。

- （１）佐賀県補助金等交付規則（昭和 53 年佐賀県規則第 13 号。以下「規則」という。）、園芸農業物価高騰対応支援事業費補助金交付要綱（令和 8 年 3 月 27 日園農第 3288 号。以下「県交付要綱」という。）及び業務方法書の規定に従うこと。
 - （２）支援金の交付に要する経費又は交付金額を変更する場合には、協議会長の承認を受けること。
 - （３）支援金の交付を中止し、又は廃止する場合には、協議会長の承認を受けること。
 - （４）支援金の交付が予定の期間に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに協議会長に報告してその指示を受けること。
 - （５）事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、事業終了の年度の翌年度から起算して 5 年間保管すること。
 - （６）規則第 8 条第 2 項各号に規定する事項が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがあること。
- なお、申請の取下げのできる期日は、交付決定の日から 14 日以内とする。

（担当： 〇〇）

〇 〇 第 号
令和 年 月 日

支給対象者

〇〇 〇〇 様

佐賀県農業再生協議会
会長 〇〇 〇〇

園芸農業物価高騰対応支援金交付決定について（通知）

令和 年 月 日付けで申請のあった園芸農業物価高騰対応支援金については、下記のとおり交付決定しましたので園芸農業物価高騰対応支援事業業務方法書（以下「業務方法書」という。）第7条の規定により通知します。

記

1 交付決定額 金 円

2 交付決定に付する条件

業務方法書第7条の規定により、支援金の交付に付する条件は次のとおりとする。

- （1）佐賀県補助金等交付規則（昭和53年佐賀県規則第13号。以下「規則」という。）、園芸農業物価高騰対応支援事業費補助金交付要綱（令和8年3月27日園農第3288号。以下「県交付要綱」という。）及び業務方法書の規定に従うこと。
 - （2）事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、事業終了の年度の翌年度から起算して5年間保管すること。
 - （3）規則第8条第2項各号に規定する事項が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがあること。
- なお、申請の取下げのできる期日は、交付決定の日から14日以内とする。

（担当： 〇〇）

番 号
年 月 日

佐賀県農業再生協議会会長 様

支援団体 所在地
名称
代表者職名・氏名

園芸農業物価高騰対応支援金変更承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で支援金交付決定の通知があった園芸農業物価高騰対応支援金について、下記に記載した理由により事業の内容及び経費の配分を変更し、[金 円の追加交付（減額承認）を受け] たいので、佐賀県補助金等交付規則及び園芸農業物価高騰対応支援事業業務方法書の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 変更の理由

2 支給対象者数 人
(茶・大麦若葉 人・施設園芸 人)

3 物価高騰対応支援金申請総額 円

4 添付書類

- ・支給対象者一覧（県交付要綱別紙1）
- ・園芸農業物価高騰対応支援金の交付申請書兼交付請求書

（注1）補助金額の変更のない変更申請の場合は、[] 分を消去すること。

（注2）変更の内容は、補助金交付申請に準じて作成し、変更前の事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分を比較できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に、変更後を下段に記載すること。

〇 〇 第 号
令和 年 月 日

支援団体名称

代表者職名・氏名 様

佐賀県農業再生協議会
会長 〇〇 〇〇

園芸農業物価高騰対応支援金交付決定の変更の決定について（通知）

令和 年 月 日付けで申請のあった園芸農業物価高騰対応支援金については、申請のとおりこれを承認し、園芸農業物価高騰対応支援金については、業務方法書第8条の規定により、令和 年 月日付け 第 号による交付決定の一部を下記のとおり変更したので通知します。

記

1 変更の対象となった事業の内容は、当該変更承認申請書記載のとおりとし、その他については、令和 年 月 日付け 第 号による交付決定通知のとおりとする。

2 支援金の額は次のとおりとする。

支援金 金 円
（今回増加額（減少額） 金 円）

（担当： 〇〇）

〇 〇 第 号
令和 年 月 日

支援団体名称
代表者職名・氏名 様

佐賀県農業再生協議会
会長 〇〇 〇〇

園芸農業物価高騰対応支援金の額の確定について（通知）

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定した園芸農業物価高騰対応支援金については、下記のとおりその額を確定しましたので通知します。

記

1	確定支援金額	金	円
2	交付決定支援金額	金	円
3	交付済支援金額	金	円

（担当： 〇〇）